

河合町告示第17号

平成23年第2回(6月)河合町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成23年6月1日

河合町長 岡井康徳

1 期 日 平成23年6月7日

2 場 所 河合町議会議場

## 平成23年第2回(6月)河合町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
第 1 号 (6月7日)	
議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	4
出席説明員.....	4
欠席説明員.....	4
議会事務局出席者.....	4
開会の宣告.....	5
開議の宣告.....	5
町長のあいさつ.....	5
会議録署名議員の指名.....	6
会期の決定.....	6
付議事件の一括提案理由の説明.....	7
議案第27号の質疑、討論、採決.....	11
議案第28号の質疑、討論、採決.....	13
承認第7号の質疑、討論、採決.....	13
承認第8号の質疑、討論、採決.....	15
承認第9号の質疑、討論、採決.....	16
報告第2号の質疑.....	16
議案第25号、議案第26号、議案第29号の委員会付託.....	17
散会の宣告.....	17
署名議員.....	18

## 平成23年第2回(6月)河合町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成23年6月7日(火)午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第27号 河合町母子医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第28号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 5 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成23年度河合町住宅新築資金貸付事業特別会計補正予算)
- 日程第 6 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成23年度河合町介護保険特別会計補正予算)
- 日程第 7 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて  
(河合町税条例の一部改正)
- 日程第 8 報告第 2号 成22年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 9 議案第25号 平成23年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第10 議案第26号 河合町税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第29号 字の区域の新設について

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで議事日程に同じ

---

### 出席議員(13名)

1番	馬場千恵子	2番	枚本光清
3番	吉村幸訓	4番	岡田康則
5番	森尾和正	6番	池原真智子
7番	西村 潔	8番	疋田俊文
9番	谷本昌弘	10番	中尾伊佐男
11番	岡井誠也	12番	辻井賢治

13番 弓戸 猛

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡 井 康 徳	副 町 長	荒 木 光 義
教 育 長	藤 岡 和 成	総 務 部 長	迎 田 臨 成
福 祉 部 長	福 井 裕 幸	住 民 生 活 部 長	竹 林 信 也
ま ち づ ぐ り 推 進 部 長	東 正 次	総 務 部 次 長	竹 田 裕 昭
福 祉 部 次 長	中 尾 博 幸	住 民 生 活 部 次 長	山 本 原 史
ま ち づ ぐ り 推 進 部 次 長	梅 本 英 則	政 策 調 整 課 長	澤 井 昭 仁
財 政 課 長	福 井 敏 夫	税 務 課 長	岡 田 昌 浩
安 心 安 全 推 進 課 長	森 嶋 雅 也	住 民 福 祉 課 長	杉 本 正 範
総 合 福 祉 推 進 課 長	門 口 光 男	住 民 生 活 課 長	津 田 浩 二
環 境 衛 生 課 長	梅 野 修 治	ま ち づ ぐ り 推 進 課 長	堀 内 伸 浩
教 育 総 務 課 長	御 輿 善 弘	生 涯 学 習 課 長	木 村 光 弘
ス ポ ー ツ 文 化 振 興 課 長	大 平 謙 治	上 水 道 課 長	石 田 英 毅
会 計 課 長	上 村 欣 也		

欠席者（なし）

会議に従事した事務局職員

局 長	井 筒 匠	局 長 補 佐	増 田 善 紀
-----	-------	---------	---------

開会 午前10時01分

#### 開会の宣告

議長（中尾伊佐男） 本日、告示第17号をもって平成23年第2回定例会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成23年第2回定例会は成立しましたので開会します。

#### 開議の宣告

議長（中尾伊佐男） これより本日の会議を開きます。

#### 町長のあいさつ

議長（中尾伊佐男） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

町長（岡井康徳） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

町長（岡井康徳） 皆さん、おはようございます。

本日、平成23年第2回定例会を招集いたしましたところ、全員、元気でお揃いいただきまして大変ご苦労様でございます。

本日、議案第25号から議案第29号までの5議案と承認第7号から9号までの3承認、報告第2号から第3号までの2報告、計10案件を上程させていただいております。後ほど、副町長のほうから議案の説明等々申し上げますので、慎重なるご審議、あるいはご決定を賜りますことをお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

### 会議録署名議員の指名

議長（中尾伊佐男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、3番、吉村幸訓議員、4番、岡田康則議員を指名します。

### 会期の決定

議長（中尾伊佐男） 日程第2 会期の決定を議題とします。

6月1日及び本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、西村潔議会運営委員長より会期等について報告願います。

4番（西村 潔） 議長。

議長（中尾伊佐男） 西村委員長。

4番（西村 潔） 去る6月1日及び本日、議会運営委員会を開会しましたので、その結果を報告いたします。

会期は本日6月7日より6月15日までの9日間といたします。

本日の議事日程につきましては、議案25号から議案第29号までの5議案、承認第7号から第9号までの3承認、報告2号を本日一括上程し逐条審議いたします。報告第3号については最終日に上程し審議いたします。

なお、一般質問につきましては、6月14日に本会議を再開し、受付順位で行いたいと思います。

以上で報告終わります。

議長（中尾伊佐男） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告とおり本日7日より15日までの9日間と決定します。

## 付議事件の一括提案理由の説明

議長（中尾伊佐男） それでは、理事者の方より議案第25号から第29号までの5議案、承認第7号から第9号の3承認、報告第2号、第3号の2報告について、提案理由の説明に登壇の上願います。

副町長（荒木光義） 議長。

議長（中尾伊佐男） はい、副町長。

（副町長 荒木光義 登壇）

副町長（荒木光義） それでは、平成23年6月定例議会に上程いたされました議案第25号から議案第29号までの5議案、承認第7号から承認第9号までの3承認、及び報告第2号から報告第3号までの2報告、合計10案件につきまして、順次ご説明いたします。

議案第25号 平成23年度河合町一般会計補正予算についてでございます。

このことにつきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,767万1,000円を追加し、予算総額を60億3,767万1,000円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。8ページをお開き願います。

款1 議会費では3,879万4,000円の増額で、内容につきましては地方議会議員年金廃止に伴う負担金の増額でございます。

款2 総務費では425万6,000円の増額で、内容につきましては文書広報費で協働型ホームページ運営サポーター設置事業費234万円の増額、電子計算費で新住民情報関連システムデータ入力、及びチェック事業費として191万6,000円の増額となっております。

款3 民生費では703万9,000円の減額で、内容につきましては児童福祉総務費で母子医療給付費が父子家庭も対象となったことから25万円の増額、児童福祉施設費では平成22年度末の早期退職者にかかる人件費728万9,000円の減額となっております。

款4 衛生費では197万1,000円の増額で、内容につきましては予防費でがん検診事業費309万1,000円の増額、清掃総務費で平成23年4月、職員死亡に伴う人件費395万5,000円の減額、ごみ減量化推進経費で町内事業所ごみ排出状況調査事業費として283万5,000円の増額となっております。

款7 土木費では367万8,000円の減額で、内容につきましては公園管理費で平成22年度末の早期退職者にかかる人件費722万円の減額、及び公園情報デジタル化事業費として354万2,000円の増額となっております。

款9 教育費では336万7,000円の増額で、内容につきましては事務局費で学校教育指導主事

を本年5月から配置したことに伴う賃金286万7,000円の増額、中学校教育振興費では「奈良の子どもの未来を拓く道徳教育推進事業」を実施するため50万円の増額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお開き願います。

款13国庫支出金で、141万3,000円の増額。

款14県支出金で、1,125万8,000円の増額。

款18繰越金で、2,500万円の増額となっております。

以上、歳入歳出3,767万1,000円の増額補正となっております。

議案第26号 河合町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正いたします理由は「地方税法の一部を改正する法律」が平成23年4月27日に公布され、また「地方自治法の一部を改正する法律」が平成23年5月2日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

第54条第6項の改正は、地方自治法の一部改正に伴い「地方開発事業団」制度が廃止となったため、削除するものでございます。

附則第23条を新たに加える改正は、所得税において確定申告や年末調整で住宅ローン控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、住宅ローン控除が継続適用される措置を規定するものであります。

この条例は平成24年1月1日から施行するものであります。ただし、第54条第6項の改正規定は、「地方自治法の一部を改正する法律」の施行の日から施行するものであります。

議案第27号 河合町母子医療費助成条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正いたします理由は、従来、母子家庭の母子のみを医療費助成の対象としておりましたが、平成21年度に奈良県が実施された「ひとり親家庭実態調査」において、父子家庭の所得が減少し、父子家庭に対する経済的支援のニーズが高まっていると考えられることから、医療費助成の対象を父子家庭の父子等にも拡大すべく、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点としましては、条例の題名を「河合町母子医療費助成条例」から「河合町ひと

り親家庭等医療費助成条例」に、第1条中「母子家庭の母子」を「ひとり親家庭の親子等」に改め、また、第2条におきましては、新たに対象となる父子等にかかる助成用件を追加するものであり、そのほか関係部分の改正となっております。

この条例は、平成23年8月1日から施行するものでございます。

議案第28号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正いたします理由は、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い障害者自立支援法が改正されたことに対応するため、本条例における法律の引用箇所について、所要の改正を行うものでございます。

この条例中、第1条の規定は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行するものでございます。

議案第29号 字の区域の新設についてでございます。

このことにつきましては、別紙のとおり字の区域を新たに画することについて、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

大字穴闇（通称・彩りの杜）住民より要望のあった字の区域の設定について検討したところ、宅地造成に伴い当該区域単独で、日常生活に密着した地域活動に取り組んでいる事や、コミュニケーションを有する地域社会を形成していると認められることから、大字「穴闇」の一部を「彩りの杜」に変更するものでございます。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分いたしました平成23年度河合町生活資金貸付事業特別会計補正予算についてご説明いたします。既定の歳入歳出予算にそれぞれ456万8,000円を追加し、予算の総額を476万8,000円とするものでございます。

専決処分いたしました内容は、この会計の平成22年度決算をいたしました結果、476万8,000

円の赤字決算となりましたことから、この赤字額を平成23年度予算より、繰上充用金で補填するものでございます。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分いたしました平成23年度河合町介護保険特別会計補正予算についてご説明いたします。既定の歳入歳出予算にそれぞれ287万2,000円を追加し、予算の総額を4,787万2,000円とするものでございます。

専決処分いたしました内容は、この会計の平成22年度決算をいたしました結果、287万2,000円の赤字決算となりましたことから、この赤字額を平成23年度予算より、繰上充用金で補填するものでございます。

承認第9号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により「河合町税条例の一部を改正する条例」について、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

改正いたします理由は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図るため「地方税法等の一部を改正する法律」が平成23年4月27日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点としましては、附則第22条では、東日本大震災により自己又は扶養親族の有する住宅や家財等の資産について受けた損失の金額については、納税者の選択により、平成22年において生じた損失の金額として、平成23年度以降の各年度分の個人住民税での雑損控除の特例の適用を可能とする特例措置を規定するものでございます。

附則第23条では、東日本大震災により滅失又は破損した家屋の敷地の用に供されていた土地で、平成23年度分の固定資産税について、住宅用地の特例を受けたもののうち、住宅用地として使用することができないと町長が認めた場合には、平成24年度から平成33年度までの固定資産税について、当該土地を住宅用地とみなす措置が講じられ、特例の適用を受けるための申告規定を整備するものでございます。

この条例は公布の日から施行するものでございます。

報告第2号 平成22年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

このことにつきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成22年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので報告するものでございます。

内容につきましては5月臨時議会において承認いただきました合計7事業・予算総額3,389万3,000円の財源内訳が確定いたしましたので、別紙のとおり報告するものでございます。

報告第3号 平成22年度河合町土地開発公社決算の報告についてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収支については、収入8,754万9,654円に対し、支出7,777万4,613円差引983万5,041円の黒字決算となっており、これらの収支を3ページの損益計算書で表示しており、983万5,041円の純利益となっております。

次に資本的収入及び支出の収支については、収入27億7,530万円に対し、支出27億9,530万円で差し引き2,000万円の赤字決算となっておりますが、不足する額2,000万円につきましては、内部留保資金で補填しております。

なお、報告第3号につきましては、去る5月20日に開催されました、河合町土地開発公社理事会で承認されておりますことを報告いたします。

以上、上程いたされました10案件の説明とさせていただきます。

よろしくご審議、ご決定賜われますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

#### 議案第27号の質疑、討論、採決

議長（中尾伊佐男） 日程第3 議案第27号 河合町母子医療費助成条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

1番（馬場千恵子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

1番（馬場千恵子） 最初に議長のほうにお願いしたいんですけども、今回、初めての議

会ということで、常任委員会とかが構成されるんですけども、こういったことで付託される議案があったと思うんですけども、付託されていないということで、これからも委員会で審議できるようにご配慮をお願いしたいということ、まず最初をお願いしたいと思います。

27号議案ですけれども、第2条中の母子家庭の「母子」の所を「もの」に改めるとなってますけれども、その上の所で「ひとり親家庭」となってると思うんですが、ここはこのままでいいってことですかね。

住民福祉課長（杉本正範） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 杉本課長。

住民福祉課長（杉本正範） これは言葉の言い回しなんですけども、1条のほうでは「一人親家庭の親子等」となっておりまして、2条は「母子家庭の母子」を「もの」となってるんですけど、その以下の号でそれを詳しく説明しておりますので、ここでは説明を省略するという意味で「もの」となっております。

1番（馬場千恵子） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 馬場議員。

1番（馬場千恵子） その手前の「母子家庭」の部分を「ひとり家庭」に変えなくていいのかなということなんですけど。

住民福祉課長（杉本正範） はい、議長。

議長（中尾伊佐男） 杉本課長。

住民福祉課長（杉本正範） 以下の1号から4号まであるんですけども、そちらのほうで「もの」についての説明を行っておりますので、ここでは簡単な表現というかたちで「もの」とさせてもらってるんですけども、ご理解よろしくをお願いします。

議長（中尾伊佐男） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（中尾伊佐男） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

これより、議案第27号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（中尾伊佐男） 全員であります。

よって、議案第27号 河合町母子医療費助成条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

#### 議案第28号の質疑、討論、採決

議長（中尾伊佐男） 日程第4 議案第28号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（「なし」と言う者あり）

議長（中尾伊佐男） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

これより、議案第28号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（中尾伊佐男） 全員であります。

よって、議案第28号 河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

#### 承認第7号の質疑、討論、採決

議長（中尾伊佐男） 日程第5 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度河合町生活資金貸付事業特別会計補正予算）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

1番(馬場千恵子) はい、議長。

議長(中尾伊佐男) 馬場議員。

1番(馬場千恵子) この貸付金についてですけれども、これはいつ頃からこんなふうに残ってきて、後どれくらい残っているのかということと、それとあわせて回収の見込みというか、後どれくらいで回収ができるのかということについてお答えください。

住民生活課長(津田浩二) はい、議長。

議長(中尾伊佐男) 津田課長。

住民生活課長(津田浩二) この生活資金貸付事業というのは、昭和49年度から始めております。事業自体は平成5年度で終わっておりまして、今の段階では回収のみであります。今の段階では滞納者としまして36名、額としまして先ほど補正させてもらいました476万7,500円でございます。

議長(中尾伊佐男) 他にございませんか。

1番(馬場千恵子) はい、議長。

議長(中尾伊佐男) 馬場議員。

1番(馬場千恵子) 回収の見込みは立っていますか。

住民生活課長(津田浩二) はい、議長。

議長(中尾伊佐男) 津田課長。

住民生活課長(津田浩二) 今、回収に努めていますが、まだ36名の方が残っておるような状況ですので、鋭意誠意、回収に努めてまいりたいと思っています。

議長(中尾伊佐男) 他にございませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(中尾伊佐男) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(中尾伊佐男) ご異議なしと認めます。

これより、承認第7号の採決を行います。

本案を報告のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(中尾伊佐男) 多数であります。

よって、承認第7号 専決処分を求めることについて(平成23年度河合町生活資金貸付事

業特別会計補正予算)は、承認することに決定しました。

承認第8号の質疑、討論、採決

議長(中尾伊佐男) 日程第6 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度河合町介護保険特別会計補正予算)を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

1番(馬場千恵子) はい、議長。

議長(中尾伊佐男) 馬場議員。

1番(馬場千恵子) 居宅介護サービスの収入のところ、補正されてますけれども、この通所の所での補正というのは未収金ということでしょうか。

総合福祉推進課長(門口光男) はい、議長。

議長(中尾伊佐男) 門口課長。

総合福祉推進課長(門口光男) このことにつきましては、平成21年度末に繰上充用補てん額784万5,180円となっております、平成22年度におきまして、利用者の増加とまた委託料等の減額に伴いまして497万3,049円の黒字に転じております。したがって、差引の287万1,771円、これにつきましては平成23年度繰上充用額と決定しましたので、専決処分をお願いするものです。

議長(中尾伊佐男) 他にございませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(中尾伊佐男) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(中尾伊佐男) ご異議なしと認めます。

これより、承認第8号の採決を行います。

本案を報告のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(中尾伊佐男) 多数であります。

よって、承認第8号 専決処分を求めることについて（平成23年度河合町介護保険特別会計補正予算）は、承認することに決定しました。

#### 承認第9号の質疑、討論、採決

議長（中尾伊佐男） 日程第7 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例の一部改正）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

議長（中尾伊佐男） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（中尾伊佐男） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（中尾伊佐男） ご異議なしと認めます。

これより、承認第9号の採決を行います。

本案を報告のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（中尾伊佐男） 全員であります。

よって、承認第9号 専決処分を求めることについて（河合町税条例の一部改正）は、承認することに決定しました。

---

#### 報告第2号の質疑

議長（中尾伊佐男） 日程第8 報告第2号 平成22年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

(「なし」と言う者あり)

議長(中尾伊佐男) 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で、報告第7号 平成22年度河合町一般会計予算繰越明許費繰越計算書については、報告済みといたします。

---

議案第25号、議案第26号、議案第29号までの委員会付託

議長(中尾伊佐男) 日程第9 議案第25号、日程第10 議案第26号、日程第11 議案第29号の審議方法についてお諮りします。

(「議長一任」と言う者あり)

議長(中尾伊佐男) 議長一任との声でございますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(中尾伊佐男) ご異議なしの声でございますので、議長一任とさせていただきます。報告します。

議案第25号、議案第26号、議案第29号を総務常任委員会に付託します。

散会の宣告

議長(中尾伊佐男) 以上をもって、本日の日程はすべて議了しました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(中尾伊佐男) ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会します。

散会 午前10時36分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 尾 伊 佐 男

署 名 議 員 吉 村 幸 訓

署 名 議 員 岡 田 康 則